

平成 16 年度第 3 回 高知県森林環境保全基金運営委員会 議事録

- 1 日 時 平成 16 年 10 月 27 日 (水) 13 時 00 分 ~ 15 時 00 分
- 2 場 所 伊野合同庁舎 2 F 第 1 会議室
- 3 出席者 飯國委員 石川委員 川村委員 窪田委員 田岡委員 津野委員 戸
梶委員 土居委員 野島委員 松本委員 (出席者 10 名、欠席者 0 名)

4 配付資料

平成 16 年度第 3 回高知県森林環境保全基金運営委員会資料

5 議 題

- (1) 平成 17 年度事業について
- (2) 森林環境緊急保全事業の施行地について
- (3) その他

6 議 事

(「森の工場」について事務局から説明)

小味間伐推進対策室長：森の工場の背景、ねらいについてですが、ここ数年木材価格は昭和 55 年をピークにして下がりつづけていまして、価格の面からだけでも木材生産の採算は将来的にみても現在よりもさらに厳しいことを想定しておく必要があると思います。こういった状況下で高知県の林業生産を継続させ、また産地として生き残っていくためには、生産性の向上を目指す方向しかないのではないかと思います。生産性を上げていくためには、一定規模以上の林業生産に適した森林を選別すること、効率的な作業を可能とする作業道等のインフラ整備がされていること、生産性の高い作業を行う高い技術力を持った作業員がいること、以上の 3 つが必要な要素だと思えます。こういった要素を兼ね備えた森林を森の工場と位置付け、意欲ある森林組合等の事業体が長期の経営資源として集団化された森林で生産性を向上させ、雇用の安定を目指す取組を森の工場づくりとして積極的に支援していくというふうに考えています。生産性をアップさせ収益の確保が可能となるような団地づくりを目指していきたいと考えています。県の支援内容としては、団地づくりのソフト面での支援はもちろん、作業道等の路網整備、搬出間伐、機械等のインフラ整備については優先採択したいと考えています。新たな担い手を養成していくために、森の腕たち育成事業を立ち上げまして、作業道の整備や間伐材の搬出といったハードに加えて、ソフト事業も用意しています。森の工場づくりのポイントとしては、長期的な経営資源を確保するという視点から継続的な雇用につながるような長期の施業の受委託をあげている点が従来の団地と相違しています。それと、事業体の事業計画に生産性の向上の目標を設定していただくようにしています。その目標数値が年度ごとにあがっているかどうかその都度チェックするようにして

います。そして最終的に所有者への利益の還元をして、事業者と森林所有者との信頼関係を構築していきたいと考えています。それから安定した雇用の確保、担い手育成につながっていくかということをポイントに考えています。森の工場につきましては、ゾーンでいえば資源循環林と水土保持林の活用型で展開していきたいと考えておりました、森林環境税が対象としています水土保持林の保全型は森の工場の対象外となります。こういった森林を森の工場として選別していくかといいますと、資源循環林と水土保持林の活用型で人工林が多くその中でも比較的高齢級といった生産性に優れている森林、それから路網密度が高いといったところとなります。事業者についていえば、意欲のあるやる気のあるところが条件となります。面積規模でいえば最低5年以上の継続的な施業が展開できる規模を考えております。1年で限っていえば年間を通して就業できるだけの業務量を考えていますし、それが条件になります。

飯國委員長：森の工場がカバーできる目標面積はどのくらい？

小味間伐推進対策室長：今の木材生産が民有林で30万立米ですので、逆算しますと最終的にはだいたい12万ヘクタールくらいあればよろしいかと。時間がかかるとは思いますが。

飯國委員長：循環林と水土保持林の活用型の合計はどのくらいあるんですか？

小味間伐推進対策室長：民有林46万ヘクタールのうち34万ヘクタールくらいです。水土保持林の保全型が12万ヘクタールくらいです。

飯國委員長：その差分というのはどういう管理をされるんですか？34万引く12万で残り22万ヘクタール部分は工場ではないわけです。循環型に近いエリアになりますけれど、そういうところはどんな形になるんですか？従来よりも集中的な支援がなくて。

小味間伐推進対策室長：集中投資からははずれるといいますか、通常の施策、造林補助事業等を活用していただいて森林整備、木材生産をしていただくということになります。

飯國委員長：森の工場の部分とそこからはずれた部分とこの委員会が対象とする水土保持林の保全型と、3段階になるというイメージで当面は委員会の活動の場を考えてよろしいですね。

小味間伐推進対策室長：木材生産の場を資源循環林の中でも森の工場に特化させていきたいということです。

飯國委員長：森の工場以外も森林環境税のエリアに少し入ってくるような感じも。

小味間伐推進対策室長：市町村の整備計画で変更が可能ですが、ゾーンがあくまでも資源循環林の中ですので、補助事業を活用していただきたいと考えています。

飯國委員長：循環林が本当に循環するかどうか実は長いこと議論になっていたので、

循環するところをきちんと作って残りがどうなるのかというところが少し気になるところです。

村手森林局長：全体で46万ヘクタールの森林をどう持っていくかということが究極的には課題ということですが、46万ヘクタールの人工林を作ってしまったということになるわけですが、しっかりと施業して出せば30万立米の生産量を確保するためには12万ヘクタールあればいいということになるわけです。46万と12万の差分の34万ヘクタールというのは実は過大に今まで拡大造林をしてきたと、今の需給関係からすれば。ただ、民有林で30万立米がこれからどう動くかわからないわけですが、今そういう需給関係にある中でなかなか好転が見込まれないところで、財源も絞られていくということもありますし、その12万ヘクタールに集中投資していかないと効率的な作業が実現するようなインフラ投資ができない、そうしないと他県との競争に負けてしまうという危機感からそういう施策に踏み切ってきた。あと残りの34万ヘクタールをどうするんだと、これがまた課題だと思います。ゾーニングという作業をやってきて12万ヘクタールが水土保持林の保全型、ここは経済活動を県の施策としては前提としないで考えていくというゾーンとして位置付けたということで、位置付けた反面、その公益的機能を守るためには、所有者は経済的活用を前提と出来ない以上高率な補助ないしは県が治山とか森林環境税できちんと山を整備していくという方策で公益的機能を守っていきこうという整理をした。34万ヘクタールと12万ヘクタールの差の22万ヘクタールをどうしていくかということなんですが、30万立米という資源循環林の生産量自体もこれから変動すると思いますので、その予備軍というのももちろんありますし、災害とか変動要素もありますので12万ヘクタールだけでいいかということもそうでもない。それから所有者の意思では水土保持林の保全型はいやだけれども客観的に見るとそこはもう利用できないという森林もあると思いますので、そういったところはゾーニングをどうしていくかということもこれからは考えないといけないと思います。ゾーニングはどんどんと進化するものだと思っております、今の経済状況、材の生産量等を見ながら、そうしますと経済的に利用できないものもより多くなっていくのではないかと、それを踏まえてゾーニングを考えていってもらえないといけないのではないかと。それから高知県の場合、共生林が1パーセントしかないということで1万ヘクタールもない状況ですので、経済的に利用したいという方が多いというのが反映されているんだと思うんですが、林業が盛んだった反面人が入れない山が多い、それを人が入れる山を多くする方向にも持っていきたいと思っております、水土保持林なり資源循環林から取り出していく方向でやっていきたいと思っております。

飯國委員長：森の工場で回していくところとグレーで回していくところと守るところ

が出てくるという話なので、その中で森林環境税も考えていかないといけないということになるかと思えます。

(今回の森林環境緊急保全事業の工事施行候補地について事務局から説明。前回委員会で面積要件を5ヘクタールから3ヘクタールに変更したことにより、前回工事施行候補地から落ちていた2箇所7.25ヘクタールと平成16年度に調査委託した分で中間報告を受けた20地区209.73ヘクタールのうち13箇所203.42ヘクタールが工事施行候補地となることを説明。今後の面積の確定作業と所有者の方と協定を結ぶ作業を進めるに当たって面積が減少する可能性があることを説明。委員了承。)

(平成17年度森林環境税相当分収入見込みについて事務局から説明。税制改正による個人分増収として55,000人分26,785,000円、総計157,182,000円を見込むことを説明。)

(平成17年度事業案について事務局から説明。昨年度の委員によるワークショップを基に事業案を作成。)

宮地木の文化推進室長：全体の傾向として、これまではソフトとして広報とか山の日とか県民の方に山に関心を持ってもらうということでお知らせをするという予算が多かったわけですが、お知らせも2年間やってきましたのでぐっと減らして間伐事業、ハード事業に重点を置こうというようなことにしたいと思っています。15年度はソフトが70パーセント、ハードが30パーセントでした。16年度はソフト1、ハード2という割合ですけれども、17年度はもっとハードの方に重点化して1対3程度にまで広げていきたいと思っています。

森づくりへの理解と参加を促す広報事業ですが、17年度はもっと絞って、テレビ・ラジオ・新聞という形でメディアミックスという形でやっておりましたが、例えば新聞はしないとかいう形にして予算の絞込みをしたいと思っていますし、今年度生き生きこうちの森というホームページを立ち上げましたので、これをもっと活用して広報に使いたいという思惑もございます。広報媒体の変更も含めて予算を絞っていくという形にしたいと思います。それから3年目の中間年ということで、県民の意向また森林所有者の考え方それから新たに企業への働きかけということでアンケートをやっていきたいと思っています。この項目は今年度よりも場合によっては3割から4割くらい減る可能性があります。次の項目、森の情報発信事業は先ほど説明したホームページ、生き生きこうちの森ですが、だいたい今年度と同じくらいの予算で。それからこうち山の日推進事業ですが、今まで県民の方に山のことを知ってもらうということで多彩な事業をやってまいりました。しかし2年間やってまいりまして一定効果も出てきた、県民の方の関心、理解も高まってきたということで、ここはぐっと減らしていきたいと考えています。山の学習総合支援事業ですが、これは森林環境教育ということですので、こども達への理解促進ということ

は大事な柱で、アンケートでももっとやれというご意見もありましたので充実をさせるということで、特に学校単位での自主企画事業ということで今年度4町村12校やるようにしていますけれども、来年度はもっと市町村数も広げて25校で、学校が自ら企画して、例えば自分たちの学習林に生徒を連れて行って森林ボランティアなり森林組合の作業員の方とともに施業をする、現地で学習するというところに重点を置いた事業を拡充したいと思います。それからこうち山の日活動支援事業ですが、ここをぐっと減らしたいと思っています。ただ11月11日に象徴するようなイベントは構えていきたいと思っています。この中ではこどもこうち山の日イベント事業という形で森林環境教育の成果での意見交換をするという事業を公募して提案してもらったらどうかというようなことも考えていますし、四国山の日というものがこの11月14日に4県知事と森林管理局長で宣言されます。11月11日は四国山の日ということになっておりますので、この日にあわせて四国で広域的な取組が必要だろうということです。それから、新しい事業としては山の日グリーンツーリズム支援事業というものを新しく企画しております。これは15年度、16年度と山の日補助金ということで定額20万円で皆さん山へ行ってくださいという事業で皆さんから公募を受けてやりました。2年間で60件を超えるような事業があったんですが、あくまで単発的なもので、一定成果は出したし、使命は終わっただろうということで、その分を継続的に山と街、上流と下流が交流をするようなスタミナのあるところに予算をつけてはどうかということで、新たに一定金額、例えば1年間に1団体に100万円程度出すといったような事業を構えたらどうかと思っています。ここは後でまた特に委員の中でグリーンツーリズム、交流事業がどうなのか、森林環境税の制度からどうなのか、ここはよく議論をいただきたいところです。

それから17年度大幅に増やすハード事業、森林環境緊急保全事業ですが、まず40パーセント伐る強度間伐ですが、今年度350ヘクタールということでしたけれども、来年度は450ヘクタールを目標としたい。450の中身ですが、400ヘクタールは従来の水土保持林保全型でやる間伐、50ヘクタールは午前中見ていただいた竹林とかいわゆる里山、もっといえば共生林化して地域のボランティア等にやっていただく。これもまた後で議論していただきたいんですが、この450ヘクタールですが、県が探し出してきてやるようにしておりますが、そのあたりのやり方がコスト等を考えて見直すべき時期にあるのかもしれないと思っています。そこもまた議論をお願いしたいと思います。次の健全な森づくり推進事業ですが、調査費とか森林環境整備推進員の人件費そういったものを含めて2,000万円近いお金がかかっています。従来どおり県が探すんだったらこのお金は必要です。別の方法があるならこの分はコストカットできる可能性もあります。森林保全ボランティアですが、今年度12団体新たに設立することができました。しかしまだ幡多とか東部とか空

白地域がありますので、もう少し設立を促進してはどうかと思っています。それから折角設立したので、作りっぱなしというのもどうかということで、設立したボランティア団体をどう活用するかということについても17年度は交流事業との絡みで考えていきたいと思っています。それから地域通貨ですが、今年度7団体が手を挙げてくれております。結構ボランティア団体にも好評ですので、来年度はもっと広げて、例えば15団体というような形でやりたいと思っています。それから森林保全ボランティア研修事業ですが、特に新規に設立したボランティア団体が実際に現場で非常に右往左往する事例があるんです。なぜかというと現場、山で研修するチャンスが実に少ないです。実際に山で新規のボランティアが研修できるような機会を作ったらどうかということです。今から森林環境税をどう使うかというあくまでたたき台という形で説明をさせていただきました。

飯國委員長：広報に関しては従来型のメディアを使ったものは減らすとか、こうち山の日に関してもスタイルを変えるあるいは縮小する、一方でグリーンツーリズムを強化するというような話で、森林環境教育、ボランティアに関しては持続性を少し強調したような形で方向を転換したらどうかということもあわせて出ています。少し初期とは違う形の議論、第1段階は終わったので次の段階に行こうかという提案だと思っています。

森林環境税は元々地方分権で税金とれる、何をしようかという議論から始まって、森林環境が一番問題だから当時水源税という形で税金を作ってみようというような議論があったと思います。税金を作る過程で、森林を守ることでお金が足りない部分を補填することはとても足りない、そういう大きな額はとてもとれないし、知事の当時の提案自体がより広く知る興味を持つという形で提案があったものですから、一人500円くらいというはじめから税務サイドから小さい額で提示されてて、ここは動かさないというような実質的な枠があって、その中でどういう税金を作るかという議論があって、最終的には京都大学の植田先生が参加型税制という形で名づけられましたけれど、税金がどういうふうの流れでどういう手ごたえがあるのかとか、同時に森林側ではどういうふうにしてその税金が使われるかを皆が見える分かるということによって、そこに関心を向けてもらうというようなことが極めて大事だろうというようなひとつの大きな位置付けがあったと思います。だからといってハードをしない訳ではないですが、そういう性格を負ったものだというのがスタートの議論だったというふうには私は理解しています。要するに二つ根っこがあった、一言でいうと参加型税制というような形の性格づけがあったということです。

その議論を受けて皆さんと一緒にどういう柱立てをするかということで、ワークショップの形で様々なアイデアをいただいて局の方でおまとめいただいたのが、情報発信と森林整備のサポートと山の体験学習、荒廃林の整備という4つの柱だっ

たというふうに思っておりまして、これをずっと膨らませる形で2年間予算が組まれてきた。その中でいろんな事業が増えてきてかなり広域に渡って事業があり、それもまた実施の段階で色々不都合があったりとか手ごたえがあって、切ったり張ったりという形になってくるものですから、いよいよ全体像が分かりにくくなるようなところもあるのかなというふうに思いました。

今の段階をどうとらえるかですけれども、森林環境税の現段階は打ち上げ花火という言い過ぎかもしれませんが、最初にいっぱい広告をして、新聞、テレビであったりシンポで外にアピールをする、山の日も誰でも参加できるという形で皆に問い掛けるという広い形の広報段階が1年目2年目で、室長さんが先ほどおっしゃったのはこの段階はほぼ終わったかなというようなご意見でした。そこは私も似たような感触を持ってるんですが、そうしたとするとそこで芽生えてきたあるいは今後もあるところがあるかもしれないけれども、出てくる人達を待つというところがあると思うんですけれども、森林環境を守る新しい担い手の人達で持続的にできる人達を支援する段階に変わってきているのかもしれないというふうに思っています。ただ広報段階が終わったからといってその一部のところへ集中的にやると今度は全体のものになりませんから、その一方で全体像が見やすすくないと困る、分かりやすさは失っては困るんですが、持続的にやってる人達にかなりしっかり手当てもできるような両面がどうも要請されているようなところもあるのではないかなというふうに思っています。その支援の特定化というのは比較的しやすいし、手厚さというのもできると思うんですが、全体の見やすさをどういうふうな形にするのかというところがなかなか難しいと思っていて、色々な事業をまとめる共通の場が必要かなということで、循環林は先ほどの議論からいうと水土保持林の活用型も入ってくると思うんですが、林業としてやる部分と水土保持の保全型で守る部分、その中で上流域でエリアを絞って地権者と交流しながらそこで意識の变革の働きかけもしながらハードでいれていくという実質的なハード事業もされてきたと思うんですけれど、来年度からこういう形ではなくて違った形でいこうという提案がここの中にはなされているように思います。上流側のハードというのがなかなか見えにくい、直接行き難い、先ほどの調査費用というものがありませんけれどもそういうコストが大きいということで、これはこれで続けるとしても、これをそのまま大きくはできないだろうという議論はあると思うんです。一方でそこだけだとなかなか先ほどの話であった全体を見やすくするとか森林環境税はなにをやってるのかというところがなかなか見えにくい、バラバラのソフトが動いていてハードは実際ずっと山奥という状況ですから、前の委員会でも少し議論が出ていましたけれど、もう少し見えやすいところでそういうものが集約的に出たら分かりやすいのではないかなというふうにも思っています。循環林的なところを共生林に換えるかないし

は誰でも入っていいとか、一定の施業の制約をつけながら循環林の方へ拡大循環林というか新しい共生林というか、そういう形で循環の方にも引き伸ばして目に見えやすいところに共生林を出すようなそんな形を考えて、そこを大きな場と考えていいのではないかというふうにも思っています。

私の理解だと、循環林というのは再造林のときに今後支援はまだ保証はされているけれども、水土保持林の保全型と呼ばれる部分は再造林の支援はないよと言われていて、一旦ここに入ると循環林には戻らないということで将来先々不安感があるからどうしても循環林に戻るし、共生林に行くのもいやだという地権者の方がいっぱいいらっしゃる、それならばそこを一定制約を入れながら新しい形で共生林を少し伸ばしてしまっ、循環林で見えやすいところにもそういう場をどんどん設けていった方が分かりやすいのではないか。そうやって伸ばしたところ、共生林の利用の仕方に関してもう少し拡大する。拡大した共生林みたいなところがもしあって、こういうのが場になって新しい共生林みたいな形で、河畔林とか里山林とか学校林、竹林、あと道路でいうと沿線林というのが実は意味が大きくて、見えやすいという意味でのそういう林というのを循環林といわれているところも含めて指定をしていて、そこへ例えば先ほど出てきたグリーンツーリズム、そういう形で長くやれそうところがそこへ入っていくとか、ボランティアでも上下流交流でやっているところとかあるいは間伐でかなりプロ的にやっているところもそういうところに入っていくとか、環境教育もその場でしていくとかいうようなことをここで集中的にやって、そこから情報を発信したらどうなのだろうという気もしています。共生林を少し拡大して、そこで見えやすい場を集中的に作ってしまったらどうかということで、そういうのが各地に点在をしながら核としてホームページあたりで結べたらおもしろいかもしれないというような気がしています。事業が多角化しすぎて見えにくいところをもう1回どう見えやすくするかというところにこだわった形です。

(森林環境緊急保全事業の拡充案(従来のハード事業にプラスして、森林と人との共生林(編入予定を含む。)において森林と人とのふれあいの場となる森林、県民自らが守り育てる森林を整備する事業を新設する案)について事務局から説明。 県民に身近な場所の里山林、景観林、水辺林等、 森林環境学習や森林保全ボランティアの活動の場となる公有林、学校林等、 地域計画等の中で森林と人との共生等を目的とした森林であることが位置付けられている若しくは見込みがある森林において、所有者との協定に基づき、地域住民のニーズや意向を取り入れながら、地域住民で組織する団体等が森林の現況に応じた間伐等の森林整備や遊歩道などの整備を実施し、継続的な森林管理を行うこととする内容。)

飯國委員長：共生林の方は一つの舞台装置としてできそうなんですが、一方で広報自

体はウェートを下げてくるんですが、デジ森が一つの大きな役割を担ってもらわな
いといけないんですが、現状は。

石川委員：最初の4本の柱の中に情報発信ということがあって、山から街への発信、
街から山への発信ということがありました。8月1日に仮オープンをしております
で、当初はアクセス数も多かったんですが今は頭打ち状態で、内訳も県庁の中から
のアクセスとホームページを作っている会社からのアクセスが多くて個人からの
アクセスがまだ少ないということで、まだ宣伝が行き届いていません。この生き活
きこうちの森に行き着くまでがすごく分かりにくいです。一般の人が見ようと思っ
てもなかなかこのページに行き着かないという大きな問題が一つあるということ
と、これから山の日などの広告などでこういうホームページがありますよという宣伝も
していきますけれども、とにかく宣伝不足で皆さん見てくれていないのが実情です。
県民の皆さんに広く利用していただくためにはとにかく知っていただいて、再び訪
れたいというようなホームページにしないとダメだと思います。正式オープ
ンのときにデジ森会員になることもできますので、情報発信できそうな人は一本釣
りで、情報発信をするためにデジ森会員になって、ホームページに色々イベントと
かこんなことがあったとか色々な情報を、街の情報だったら山でこんなことがした
いという情報でもいいし、街で山のこと、木を使ったイベントをしますとかいろん
な情報を、目玉になってくると思うので、日々更新される一番更新されやすい新鮮
な情報が載るところですので、ここに力をいれていきたいのでぜひご協力をお願い
したいと思います。

宮地木の文化推進室長：宣伝ですけど、さんSUN高知とか新聞、テレビ等で出す
ようにしたいと思っています。私もコンテンツ委員会の委員の一人なんですが今の
中身を見る限り、アクセスの難しさは置いておいて、何回も見ようという中身にな
っていない、デジ森会員になっていただいているんな情報を出してもらうことも必
要ですが、補助先に鞭を入れるくらいじゃないとなかなかいいものがないのか
なという気がしています。十分注意してやりますので。

野島委員：私の方はどうしてもソフトよりもハードの話になって申し訳ないですけれ
ど、森林環境緊急保全事業で7,000万円くらい今年やると、その中身の調査という
ことで1,500万円くらいのお金を入れて調査をしてやるというのはいかがなもの
かということです。というのはご承知のように、いろんな意味で予算が減ってきて
我々の現場も事業コストというのは限りなく逡減していく、出来るだけ低コストの
山を造る方法を考えないとダメな時期で、県が直接やるということでこれだけの
7,000万円に対して1,500万円の調査費を要するという事になっているかもしれ
ないですけど、このあたりともう一つは入札制度といったようなもの、一方では
我々のやっているのは組合なり事業体が構えるところをやったものに対して補

助金が出てますが、そういった簡便な方法が取れないだろうか、非常に厳しい予算が続いてきますので、お金の有効活用ということでご検討いただきたいということを提案させていただきます。

飯國委員長：簡便な方法、何か代替案があれば。今は調査をされてゾーンを決めて保安林を除いて、ということでぽつぽつというゴマ粒みたいな状態の部分も本当に細かく追っかけていらっしゃるんですけど、そういうことではなくてということなんですよね。

野島委員：そういうことになるとは思うんですけど、実態的なお話をしますと、我々も団地化とか間伐の推進ということで、森林組合あたりでは町村と一緒に座談会等を開いて組合員にPRしていくわけです。その部分とどうしてもぶつかっています、先端では。こちらを税でやろうか、こちらをやろうかということで、とまどっている部分がある訳です。というのは一生懸命間伐推進して行って、所有者に話し掛けをしていて県の方からもこういう制度があるということになると、末端ではこんがらがっている部分もお聞きしますので、そういう交通整理をした方が。それと調査費にこれだけのお金を入れるのだったら、もうちょっと使い方がありはしないかというところを考えてほしいなと。

宮地木の文化推進室長：今の森林環境税でやる森林の選ぶ方法ですけど、簡単に言えばなかなか間伐が進まないところで、特にダムの上流などで保育上重要なんだというところを県が選んで、その所有者に対してやりませんかという営業をしていくわけです。営業した結果把握した所有者に対して、そこに全てダイレクトメールを送って森林環境税を使って間伐をしますかしませんかという問いかけなどをしております。やってもいいよという所有者の方に県の職員と森林環境整備推進員の方が行って、どうですかという問いかけをしております。それをまとめて今日出したような資料にまとめ上げます。大変手間暇がかかります。選んだ箇所をどういった形で整備するかというと、競争入札の形で発注します。そこで地域の森林組合とか林業事業体の方が札を入れて最終的に落札するといった形でやりますので、非常に手間とコストが掛かっています。例えばこれを造林補助のような形にすれば、例えば我々の方から一定の条件、ヘクタール当たり2,000本以上生えている山で5年以上施業していない山を探してくださいと、それをこの委員会でこの山に補助しますかという形で審査してもらおうというような形にすれば、手間暇は確かに掛からなくなります。今調査するコストに2,000万円近いお金が掛かっているのは事実です。

野島委員：調査の実態としては私の方の組合の職員などに行ってくれないかというケースがあるんです。現場を知っている組合員とか土地に詳しい人でないと、山はそれだけ境界が分かりにくいし、地図上でははっきり分かっているけど実際現地に行ったら私の山はここですとかなかなかはっきり言える人はいないわけですし、農地と

かとは違いまして、その辺が微妙なところがあります。結果的には我々が得た情報がそのまま活かされていることになっているケースがあるので、そういう無駄を出来るだけ省く方法はないでしょうかということです。

村手森林局長：一番知っているのは地元の方で、森林組合なり色々事業をやっておられる方というのは長年地元でやっておられますから、経過も分かるし森の状況も分かるというような実態があります。今我々が対象としているのは不在村の地主とかそういう方々です。山を放っている人達です。そういった人達に直接そういった知っている人達を頭越しにして県が自ら出て行って、県も知らないわけです、そこに何とかアクセスをして、また応えてくれた人達に意思確認をしてというふうにやっているんですけども、その送った人も自分の山がどこにあるのか分からないというような状況の中で、そこを整備するとなるとまた調査がいるというような形になっているので、大分経費がかさんでくる現実がある。そこに昔からいらっしゃる事業体の方々なりその土地をよく知っている、またそのの荒廃森林をよく知っている方々が、あそこはこういう要件ならあてはまるというようなことを見つけてこられる、そういうことを県が自分ですべてをやって、すべてを整備するという考え方に立つのか、より知っている人にそういうことはやっていただいて、それにかかる、また整備にかかる費用をお出ししていくという考え方にするのか、調査に掛かる経費があまりにも大きいものですから、そういう声も聞こえてくるものですから、こういう声を機会に議論をしていただいたらと思うんですけども。實際上このお金を整備にまわせば面積が相当広がるじゃないかという声もあるので、また一方で頭越しに直接アプローチするものですから、森林組合の方で色々な事業化のことも考えてアプローチ等の計画をされている場合があるので、そうした場合にその計画がある中に県が入りこんで行くというようなトラブルも聞いております。

野島委員：森林所有者側から見たら、森林環境税とか国の補助金とかいうことは関係なしに、要は間伐を働きかけしていくことは森林組合であろうが県であろうが町であろうがそんなに変わりはない訳ですので、その辺りはスムーズに所有者に分かってもらう方法をやった方がいいと思います。極端な話をしますと、県の方が行って所有者の方に一生懸命話をする、そうしたらその晩のうちに組合の職員の方へ電話が入って県からこんな話が来た、今度の事業は県のとどんなに違いがありますかというような話がある。そうすると我々の方は詳しく説明をしないといけない。末端では混乱しているケースも実はあるんです。そういう辺りを出来れば交通整理して、一緒にやるとかいうことの方が望ましくないかと感じています。

松本委員：そういう意味では前回の委員会で議論になった、小さい所有者にも団地化とかしてうまく継続的にできる可能性があるということですよ。

野島委員：県の方が苦労してやられているということはよく分かりますし、一生懸命

回って説得されてますけれど、間伐というのは森林環境税であろうがなんであろうが全体としてやらないといけない大きな命題がある訳ですので、そこだけ特化してやっていくとどうしても所有者側からすると意味が分かり難いのです。

松本委員：入札は施工場所によってどのくらい単価の差がありますか？

宮地木の文化推進室長：去年の実績で言ったら色々です。予定価格にぴったりに近いところもあったし、安いところでは80パーセントです。全体で見たら落札率で言えば平均予定価格の95パーセントくらいですから、予算的に言えば5パーセントくらいは安くなっているような状態です。

野島委員：県の間伐目標の中でも町村割振りがありまして、我々組合がこれだけ今年やらないといけないということになると当然セールスしてますので、声かけはしていています。実態として所有者の間伐に対する意識が薄れてきているのです。あまり重要じゃないと思っている、段々そういう人が残ってきてますので、PRしてますけれど、間伐の重要性が分かっている人はすでに何度も間伐している、実際今残っている人は間伐の重要性の意味すら分かっていない。相当説得に手間暇が掛かっていると、しかし一方では荒廃してますので、そういう意味では最終目的は一緒ですので、うまく動かすようにしてもらったらと感じます。

飯國委員長：全体の議論の流れは変えようというふうに傾いているんですが、いくつか確認したいというか不安な点があって、一つは野島さんのところは非常にきちんとやってらっしゃる森林組合さんで、この前の仕組みを作ったときはやっぱり森林組合さんがなかなか動いてもらえないみたいなのが暗黙に少しあった気がするんです。きちんと動いてもらえるんだったら、元々なかなか間伐が進まないところでもちょっと補助金があるとずっと動いてもらえるようであればそもそもお願いをいただろうと。それでも今まで補助金かなり高率でも動かないから直接に周知、広告も含めてやってきたというようなことがあると思うんです。森林組合さんの分布がよく分からないんですけども、本当に預けて大丈夫な森林組合さんとなかなか動かないところとどのくらいの分布の割合かによって、変わった途端に動くところ、全然動かないようになるところというふうになると。

野島委員：森林組合に限らなくてもいいと思います。民間の事業者でも資格を与えるということにして、要は森林所有者と話し合いを持って町村との協定まで話をつけると、要するに事業に参加をするための条件として一定の区域を、話し合いを持ってきたところを審査にかけてやっていくと。県が直接やらずに県が出てきたところをチェックするという形にした方がもっと合理的ではないかという思いがありましたのでそういうことを言ったので、やはり県がきちんと行ってやる方が好ましいということであれば。

飯國委員長：そういう懸念があるときに白くなりそうなところをどうするかという問

題があって、新しく、組合ではなくてもよかったら、新しい主体が調整ができるような仕組みとか何かある程度のめど、こんなにしたら民間でもやれるみたいなところがある程度あれば、多少安心ができるかなという。

窪田委員：基本的には探してきたところにやらすというのは経費的にもコストダウンになっていいことだと思うんです。ただ単にどこでもかんでもやらすという訳にはいかないんで、一定のハードルを県の方で準備していただいて、それをクリアした業者を登録する、それは一般の企業もあれば森林組合もあるという中の、どこで認定をする、ここで認定をしてもいいですが、一定の技術を持ってなかったら無理ですし、そういう企業の集団を、森林組合も企業も入ったリストアップ、認定した事業体を作って、そこが持ってきたところを検討して認定していくという方法をとれば、森林組合ばかりになる訳ないですし、地元の山を知っている業者もいっぱいありますし、県内全体にいくようなバランスをとればいけるんじゃないかと思うんです。

松本委員：ある程度事業者を決めたら、そこへやると言うことでいいわけだから、全部の森林組合をその集団の中へ入れておけば、そこへだけ当たったらいいわけで、県の人が一一人ひとりの地主にやりませんかじゃなくて、その事業体の尻をたたけばいいわけで。

飯國委員長：そういう事業体のデータは既にあるんですか？

宮地木の文化推進室長：県の森林整備事業で指名する際にリストアップした団体の名簿はあります。

村手森林局長：委員長がご心配の、白地のところが出てバランスが崩れるというようなことも確かに心配されますんで、今でも同じことは起こりえてまして、県で調べても今調べきれない、所有者が調べきれないものはもちろんのいていってますし、リスポンスが返ってこないような人もいいていってますんで、結局そこは県がつかむという段階で大分こぼれていっているということが一つあります。そういった中でどこの部分が漏れて、どこがきちんと整備されたかというのをコントロール、きちんと管理していくことが大事だと思うんです。今言ったような方式でも同じように管理していくということが必要かなと思います。そうじゃないと、委員長がおっしゃるようにアンバランスが出たということになると、県民皆から取っているのに地域的にバランス欠くねという話になりますから、管理といった面をきちんとして、それに応じた形で使っていくというようなことをどうしても入れないといけないだろうと思うんです。

飯國委員長：担い手のバランス、裏返せば保全のバランスだと思うんですけれども、そこが担保がとれればそれで今ご提案の仕組みは動くんじゃないかという気がします。もう一つ気に懸かるのは、あとはゾーンの問題です。従来どおりの上流域の

水土保持林の保全型で保安林抜きの、そういうかなり縛りをかけてやっているところは、一定納税者というか税金を納めている側からするとそういうことでやっているんだというひととおり筋を通すところがあったと思うんです。その辺はどこまで、水土保持林はだいたい皆まとまればある程度荒れているところはやってしまうのかどうか、そのときに納税者の方から従来どおりと同じで単に額が増えただけじゃないかという話が出ないかというところが、今結論を出す必要はないのかもしれませんが、ゾーンの問題として。

村手森林局長：納税者からすると、今 90 パーセントの補助制度があって、それでも動いていないからこれを作ったんだというような声がある。我々が 500 円を払ってわざわざ制度を設けて同じようなことをして振り替えているのか、というような批判が出てきかねないと思うんです。やはりそこは今までの補助制度と何か違うんだと、所有者に何か制限がかかるとか、何かちょっと違うんだというところが、ハードルがちょっと違うというような今までの補助制度との相違点、きちんと説明できるような相違点というものを設定しないと、これは安易には踏み出せないという気がしています。そこら辺のところも何かいい案があればと思います。

野島委員：今の県が説得されているのは全額でやります、10 年間触らないで下さいというところが違いますよ、という受け止め方を所有者側はしてまして、県民の方からお金をいただいたから県が直接話しをしていますと、その辺が我々事業体が話をするのとレベルが違うんです。県が直接そう言うてくれたからやりましょうということにおそくなっていると思いますし、しかし現場というのは果たしてそれが該当するかということは若干我々が見た場合には、あれっという感もなきにしもあらずでして、その辺が微妙なところが実はあると思います。個々の所有者の考え方とかいろんなことによって、同意したりしてなかったりしますので、それと過去の施業の経歴とかいろんな複雑なものがあるんです。

飯國委員長：多少違えても現場は一緒だという考え方、そういう感触ではないですか？

野島委員：そうではないですけど、今は現地を相当苦労して県の人が調査されてますけれど、最終的には我々が声かけしたところへぶつかっているんです。最終的には所有者側から見たら、なんで組合が言うのと県が言うのと違いますかという話になって、そこが違うと僕らもなかなかよう説明しませんが。そういったところに県が行って話をしたら、そのうちにずっと我々の方に情報が入ってくる、県からこういうことが出てきたら内容はどうですかと、詳しいことをもうちょっと知りたいと、組合に相談の電話とかが入ってくるのが実情でして、出来れば今の方法をやるにしても、提案ですが、県、町、森林組合あたりである一定協議をしながらやっていく方が望ましくないか、末端の所有者にアプローチする場合に、この人にこう

いうふうにしたらどうですかということ、これは実はうちの町が言ってますがそういうことでもらったらよくないかという話をしまして。今まで間伐推進という大きな目標で我々がどんどんアプローチをしまして、その中に入っている。

川村委員：90 パーセント補助の強度間伐は面積はいくらでも出してくれるんですか？あとの10パーセントを森林環境税から補助するというのは出来ませんか？

村手森林局長：今まで90パーセントというのは水土保全林の保全型であれば90パーセントまでいくというようなことでやっていますので、今までのコンセプトとちょっと、対象が広がることになってきます。それも一つの考え方だと思います。水土保全林の保全型については、すべて標準経費の額で補助がいきますよというような考え方で出していくというのがありますが、実体論からするとどうなのかと。それよりは対象を広げた方が実質的效果は上がるんじゃないかと。

野島委員：実体論の話ですけれど、町村によって違うんですけれど、90パーセントの制度が現在あるわけです。それに対して町村が一定額をまた上乘せしているところがある。そうすると限りなく100パーセントになってまして、森林環境税と変わらない制度もあるんです。町村が独自に上乘せしているところがありますので。

松本委員：90パーセントの方は伐った材を売ってもいいということになってるけれど、森林環境税は伐った木は売ってはいかんと。

村手森林局長：ただそこは管理ができないですから。

平野森林局次長：今お金の負担だけの問題というのもあるんですが、今公費100パーセントで県営事業をやっているのが、荒廃森林があるんだから極端に言えば所有者の意思にかかわらず、実際は所有者の意思を聞いてますが、危ない山だから県が伐るんだと、県が自ら伐ってあげるんだとそういう思想だと私は思うんです。それと負担率が限りなく100パーセントに近いかどうかは別として、補助事業というのは所有者の私的動機付けで行っているというその差がやっぱりあるんで、森林環境税の用途というのは県民の方の意思で決めるべきなんでどうこうとまでは申し上げませんが、もし補助というふうに持っていくと、用途についてぐっと舵をきったことになると思うんです。間伐を進めるという意味では現象としては似ていますが、ただ荒廃森林をどうやって整備をしていくかということについては方向を変えていくということになると思います。哲学的に変わると。現象的には似ていますが、間伐が進むという意味で。

飯國委員長：直轄事業の場合ある程度こちらが意思決定をするくらいまで意思決定権がこないと厳しいですよ。実際補助的な性格が強いとっていて、所有者がノーと言うと動けないですよ。だからそのところが限りなく、理念的にはそういうふうにとスタートしているんですが、実態は先ほどおっしゃったようにほとんどすれ

すれのところまできてるのは、意思にかかわらず 100 パーセント伐ると。

窪田委員：ただ通常の補助事業の場合でしたら、やったら結果として補助が出る格好になってます、認定も何も無い。

村手森林局長：あれはあまりにも件数が多いので、例外的な。

窪田委員：この場合はあくまで、あがって来た分を認定して県がそれを決定するというワンクッションある。要件が厳しくなるし、あくまで選別する方法は別として、この会になるのか県になるのか分かりませんが、あがって来たものを審査してここならやりましょうというワンクッションはありますよね。集約してくる方法は色々あるけれども、決定するというシステムは最終的には県が握るわけでしょう、森林環境税においては。

松本委員：県が今作っている資料を森林組合とか民間の事業者が作ってきてここをやりたいと来たらここで審査するという、そのための資料は作ってもらうことが前提で、資料を人を使って作って採択されなくても調査費というのは払いませんよということですよ。

野島委員：現場の方から考えると森林環境税と今までの制度は違いますよと言うたらそのとおりですし、そのとおりしていただいて結構だと思うんですけど、しかしやはり 7,000 万円の事業をやるのに 2,000 万円の経費を掛けるということ自体はもうちょっと考え方はないかなというのが率直な意見です。所有者もそれを聞いたらもうちょっと知恵を出したらどうですかと言われることは間違いないと思います。調査というのは確かに場所によって難しいですし、いろんなケースがあって現地へ入るにも場所によっては大変だと思うんです。特に荒廃森林と言えば、奥地の山で並大抵ではないというのは分かりますけれど、もうちょっと何か簡便な方法がないかなというのが。県の人々が苦労されて現地へ行って説得されているのはよく分かりますし、そういうふうにやられる方が一番適正であれば、それで私は構いませんし、そういうことでスタートをきってるものですので、どうしても変えという意見ではございませんけれど、現場としてはそういう実態もありますという意見です。

宮地木の文化推進室長：今の森林環境税のやり方が、県が直接所有者に働きかけて営業をするということですが、去年の直接働きかけたときの反応ですが、例えばダムの上流域で去年ダイレクトメールを送りましたが、その結果森林環境税でやってもいいという返答のあった方は 2 割、8 割の方は、出さない方が 6 割、回答をいただいた方でもやらないよという人が 2 割おりまして、結果的に 8 割の人が森林環境税ではやらないよというような状態ですので、2 割の方に対して今実際営業をしています。今年度実はその去年やらないよといった方に再営業かけておりますけれども、あまり芳しい結果は出てません。

飯國委員長：調査費がある意味で働きかけになってる側面もあったと思いますし、調

査費がなくなったときにそんな奥までがんばっていくのかという少し不安も。きちんと把握できているところはいいですけど、やってないところはますます行かなくなる可能性も一方であって、あまり画一的にどっちかという議論、今決めない方がよくて、多少柔軟な複合的なやり方もあってもよさそうな気が少ししています。

戸梶委員：野島委員さんの言われている意見はよく分かります。2,000万円はもったいない。それとハード系は分かりませんが、ソフト面を活かしながらという形でしていただければハードに突っ込んでもらってもOKです。ただソフトを全くなしにしたらまずいので、例えばチラシを作るのであればそれを宣伝のため教育委員会に投げかける、それを学校に流して押しをかければ、こどもは教育すれば育っていくので、とにかくアプローチをして情報を流し込めば。とにかくソフト面に関しては情報を入れてもらう。使っていただければ委員会も活性化してくるし、税が終わったときにどれくらい結果が出るかが勝負ですので。

(休憩)

川村委員：森林環境税は県民全員の税金なので地域一つ一つが元気になることも含めた方がいいと思います。地元へ還元されるような形も。

野島委員：先ほどの森の工場にも引っかかってくるんですけど、どんな事業体でもそうですけど、安定的な事業という、今緑の雇用とか色々担い手を養成してきますけど、将来安定的に仕事が確保できるかというのも大きな視点になってまして、担い手確保と連動させるようなことも考えていただければ。実態としては山はいくらでもあるけれど、実際手をつけてやれるかということはまた別ですので。

田岡委員：今手をつけられないのは不在地主さんだったり関心のない人だったり俺の山に触るなという人であったりそういう人がおるわけです。その部分というのはやはり森林環境税を使って県がきちっと対応していくべきだと思うんです。そうしないと解決しないですから。そういう面と認定事業者のような方を民間で固めて認定された方に対しては申請によってもやれるような形態をとると、そういう二通りでいく方が実態に即しているような感じはします。嶺北の場合香川県からあとの残りがなんでもありで出はじめましたので、ほぼ出来るようになりつつあるんですが、県下全域に森林環境税を使ってそういう状況を作るとするのは、言われたように舵をきりすぎることにはなると思いますから、極端な言い方をすると条例化をしてでも整備しなければならぬような森は県がきちんとやらないといけないというふうに思います。

飯國委員長：住み分けのもう少し具体的な話ですね。

土居委員：田岡さんがおっしゃったことは僕もまさに思ってます、そういう形でできないのかなということと、今掛かっている調査費ですが、これを委託することはできないのかなということです。例えば森林組合さんなら、県がやるよりももっと

スムーズに経費も掛からずに調査が出来るのであれば、調査自体を依頼するという方法もあると思いました。県として出来ることというのは、面積をたくさんやるということよりも一般的に出来ない放置されたような森林を特に、森林環境税で中心に考えていった方がいいんじゃないかと感じました。

飯國委員長：森林組合さんがもし受けられたらもっとコストを下げられるのではないかとのご指摘についていかがですか？調査費をなくさずに。

野島委員：調査の費用というのは、森林組合は年間何百ヘクタールか間伐してますけれど、数字は入れていない、というのは我々が営業の努力ということで所有者を説得してますのでそこは考えてないですけど、特殊な要件があるからこれだけのものがあるということになればまた別ですけど、森林環境税で不在村地主とか長年放置して境界も分かっていないところをきちんとするとかいうところが出てきたときには、そういったところへ調査費をある一定いれてということになる。いずれにしても現状からどんな場合でも境界確定というのは非常に手間暇かかるのは間違いないですから、そこで一番苦労されてるんじゃないでしょうか。民有林の場合非常にややこしいです。多少はいると思います。その条件によります。

飯國委員長：どこを依頼するかという、非常に厳しいところであればそれがなくなかなか調査もできないあるいは追いかけもできないということがあるわけですね。そういう意味ではなくしてしまったら本当に落ちてしまうという可能性も確かにあるので、それをまたどういう形で上乘せするか、森林組合さんをお願いするともうそれで森林組合さんが基本的にやるという話になるので、そこもどういう形で上乘せするかという問題もあると思います。ゾーンを決めて出来高払いで結果として調査費をあげるというのもあるのかもしれない。

津野委員：ソフトの面ですけど、学校が自ら今度は企画してやっていくということをおっしゃってましたけれど、学校が動くには教員をまず動かさないといけないので、教員の指導が一番じゃないかと。先生が動かなかつたらなかなか子どもを動かすのは難しい。ただ先生というのはなかなか新しいことをしない。例えばホームページのデジ森なんかもまず先生に見てもらって先生の意見を聞いてみるとか、職員会なんかで各学校で見てもらって先生としての意見とかそういうものも取り入れてみたらおもしろいかなと思います。

飯國委員長：先生が教育に使うのにすごくいい仕組みが入っていると使いたくなりますよね。新しいことは準備に時間がすごくいるから、したくてもできないケースがだいたいですよね。

津野委員：山と距離があって分からない人がいっぱいいるから、何からどうしていいか分からないという、そういう人がデジ森から学べたらいいかなと。

飯國委員長：そういう意味ではどこにターゲットを当ててるのというのが分かりにく

いですよ、デジ森のメニューを見たときに。

津野委員：一回見たら、次にアクセスをするためには何か新しいものがないといけない。毎回見たくなるような。

飯國委員長：ソフト、広報の関係、確認ですけれど原案とすると新聞はやめようと、もう少し他の形、こういう時期は終わったんじゃないかというご提案がありました。これはこんな形でよろしいですか？それだったらラジオもテレビも同罪かなという気がしないでもないですが、どこをどうするという問題は、テレビなのかラジオなのか新聞なのかは微妙なところだと思うんですが、広報をそういう形で、広報自体にお金を掛けるということを少し軽減しましょうというご提案ですが、かまいませんですか？こうち山の日に関しても、これは情報提供などの事業に換えたいということと自主企画という形に換えていくというご提案ですけれどもこれもかまいませんですか？森林環境教育の自主企画化、教育委員会にできるだけがんばってもらおうその気にさせるという。

田岡委員：さっきの子どもたちの話ですけれど、先週横浜新町小学校の5年生のクラスが百何人が森の話をとということで来たんです。実際に丸太が出てきて製材されているところを見たり木工教室をして、喜んで帰ってくれたんですが、いろんな行事を各学校がやってます、そういうものを追いかけてデジ森で出す、そして皆が見たいなものになるというふうな、新聞を減らすのはかまわないと思うんですが、こういうものをもっと充実させるためには誰がどうやって情報を集めてどういうふうにして流すのかという、ものすごくここがお金が掛かると思うんです。そこへ集中的に今年やってみたらどうかというふうに思うんです。小学校中学校高校いろんな活動をしてますから、それをピックアップして必ずそれを取材して流していく。そのことによって子どもたちがどういうことを知りたいのか、若しくは山の人達がどういうことを伝えたいのか少し分かってくるのかなという気がします。

飯國委員長：ローカルテレビのホームページ版みたいな。取材されると必ず見たくなくなるという。

石川委員：何か絞り込んでいかないとバラバラとあるだけでは、見ても一回だけで終わる。

松本委員：教育委員会からデジ森へどこそこの小学校でこんなことやりますという取材の依頼をさせるという仕組みは。

飯國委員長：ここへきちんと載るんだったら生徒は見ますよね。自分の顔が見えるとかそれは。動画があるともっと効く。それがしばらく載ってたらまた家族に見せるとかするので非常にいいんじゃないですかね。他のイベントも同じで、それはどんどん載せた方がいいような気がします。段々どんなことをやっているか分かると、メニュー、このときはこういうふうに戻ったみたいなのが段々蓄積されると結構

環境教育で使えるかもしれない。特別に先生を委員に入れるとか、難しいですかね。
石川委員：広く浅くやるのは難しいんですが、例えば山の総合学習支援事業をとった学校を取材して、森林環境税でこんな勉強をしましたよみたいな形で載せていったら森林環境税のPRにもなるし、どんな勉強ができるのかというPRにもなるし、総合学習の支援事業でも一日ぽって行ってやるところ、それから総合学習で一年間通して取り組むところ、いろんなパターンがあるので、一年間じっくり取り組んでくれる学校なんかを重点的に取材してもらって、一年間かけてどんなことをやってどんなことが分かったどんなことを教わったということが載ると他の先生や学校の参考にもなると思うし。

津野委員：学校同士が、うちもというようなことが絶対ある。特色ある学校にしないといかんから、負けてはいけないと。

松本委員：ITのいいところは双方向だから、学校の方からデータを送ってもらうと。

飯國委員長：リンクしてもいい、小学校のページに。そんなの今のところひとつもないと思うんで。

石川委員：デジ森会員の子ども版みたいなものを作って投稿するとか。

飯國委員長：環境教育がらみで仕掛けてみるというのはいいかもしれないですね。

津野委員：デジ森会員の子ども版とか小さな子を持つお母さん版とか分けてあげたら。

飯國委員長：ボランティアの部分もはずしてはいけないと思うんで、それはまた別の窓口でちゃんと。あとこれだけ山が痛めつけられている状態をここが報道してるかどうかというのは、山が今台風でやられている状況が現地情報として出るとそれもそれでいい。

松本委員：森林環境税で間伐する分の前と後を、個人財産やから載せていいか、いやという人もおるかもしれないけど、森林環境税を使ってこんな山がこう変わりましたというのをここでそういうコーナーで載せると、森林環境税はこう使われようがやということが直接行かなくても見えるという。ここまでデータがそろってるから、それをやったらこうなりましたというのはここでしか見せれんと思う。それが県民の人によくなるということが見える。出来たらその2年後3年後こうなっていくというのがもし出来たらまた違うと思う。

野島委員：取材を受けた立場から言いますと、林業というのは専門的な分野がかなり、奥行きがあるので、その辺りをどこまで抑えていくとか情報をとる側、提供する側その辺りがうまくいかないと本当にネタになるものがなかなか探しにくい。一般的にもいろんな情報が流れているので、子どもひとつとっても子どもさんが本当に今疑問に思っていることにどういうふうに答えられるかということも必要じゃないか。森林に対して子どもがどんな見方をしているか逆に知りたいところもあるんです。だからこちらからどんどん仕掛けていくことも大事ですけど、実際

子どもの声が出てくるような形があってもいいし。

飯國委員長：子どもさんとお母さんと教師くらいをターゲットで動きはじめたら。

野島委員：広がって経済までつながってきたら。今求めているのは物も欲しいとか買いたいとか、あまり教育だけでもないところもあるし、多様な部分で、地域活性化へつなげるくらいの、最終的にそれがないといけない。

飯國委員長：今日は熱心なご討議をどうもありがとうございました。これで閉会にします。

以上、この議事録が事実と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名人

同 上